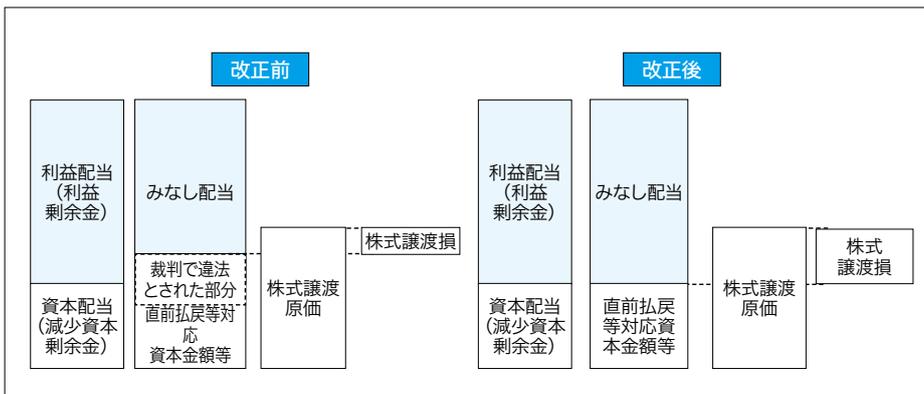


(図表12) 払戻等対応資本金額等および分配対応資本金額等の計算



(3) 資本の払戻しまたは出資等減少分配が行われた場合における減少する資本金等の額の計算の見直し

利益剰余金と資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当(資本の払戻しまたは出資等減少分配)が行われた場合の最高裁判所

の判決(2021年3月11日)を受けて、国税庁は本件最高裁判決を踏まえた今後の取扱い等を2021年10月に公表した⁽¹⁰⁾。

2022年度税制改正により、みなし配当の額の計算に係る払戻等対応資本金額等および分配対応資本金額等(株式または出資に対応する部分の金額)の計算方法について見直しを行うとともに、種類株式発行法人が資本の払戻しを行った場合のみなし配当の額の計算の基礎となる払戻等対応資本金額等についても新たな規定が設けられた(法令8⑩十、八、23①四)(図表12、13)。

図表13②の種類株式に係る規定

第2章 投資簿価修正、通算税効果額の見直し等 グループ通算制度に関する 改正の実務ポイント

【この章のエッセンス】

- 改正後の投資簿価修正制度への対応として、既存の子法人株式に係る算定の方法を検討するとともに

に、今後取得される子法人株式については段階取得等の場合も含めて通算グループ全体に制度の周知を図り書類作成・保存の制度の整備が求められる。

- 外国税額控除制度の調査において進行事業年度調整措置を適用すべきとされた場合には、2022年度の改正を踏まえて、申告をどのように行うべきかのグループでの

は、2022年4月1日以後に行われる払戻し等について適用されるが(改正法令附則2、3)、図表13①の規程は過去に遡って適用されるため、改正後の取扱いにより払戻等対応資本金額等の再計算を行った結果、過去に行った申告内容等で納付税額等が過大となる場合には、更正の請求が認められる。

(10) 『最高裁判所令和3年3月11日判決を踏まえた利益剰余金と資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当の取扱いについて』 <https://www.nta.go.jp/information/other/data/r03/saikosai/index.htm>

(図表13) 資本の払戻し・出資等減少分配の減少資本金額の計算見直し

- ① 減少する資本金等の額の計算の基礎となる減資資本金額および分配資本金額ならびに配当等の額とみなす金額の計算の基礎となる払戻等対応資本金額等および分配対応資本金額等は、その資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額またはその出資等減少分配による出資総額等の減少額を上限とする。
- ② 2以上の種類の株式を発行していた法人が資本の払戻しを行った場合における減少する資本金等の額の計算の基礎となる減資資本金額および配当等の額とみなす金額の計算の基礎となる所有株式に対応する資本金等の額は、その資本の払戻しに係る各種類の株式の種類資本金額を基礎として計算する。
各種類株式の所有株式に対応する種類資本金額は、払戻直前のその種類の株式に係る払戻対応種類資本金額(直前種類資本金額)に種類払戻割合を乗じて計算した金額とされ、種類払戻割合は、法令23条1項4号に掲げる金額に当該資本の払戻しの直前の資本金等の額のうちに直前種類資本金額の占める割合を乗じて計算した金額のうち、資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額のうち当該種類の株式に係る部分の金額(当該金額が明らかな場合)等の割合として算定する(減少資本金剰余金額 / (直前事業年度末の純資産価額 × 種類資本金額の資本金等の額の合計に占める割合))。